

議題 1 景観計画区域内行為事前協議申請書の審査について（資料）

- ・届出会社 : 株式会社大林組・株式会社鴻池組 中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）他工事共同企業体
富士川町鰻沢 124-10
- ・届出場所 : 富士川町 高下地内
- ・行為の概要 : バッチャープラントの建設

【審議内容】

東海旅客鉄道株式会社（JR東海）計画の中央新幹線建設に伴うトンネル工事に伴い、工事敷地内に仮設のバッチャープラントを設置する。富士川町景観計画においては、建築物や工作物で、仮設の場合や外観の変更を伴わない改築の場合は、景観計画区域内行為の届け出は不要であるが、バッチャープラントの高さが17mであり、富士川町景観計画の森林居住景観形成基準に抵触している。ほか、眺望景観については、景観計画の景観形成方針「④恵まれた眺望を活かす」では、良好な眺望を損なうことのないよう、土地の改変や大規模な工作物の適切な誘導を行い、美しい眺望景観の保全に努めることとしている。

富士川町景観条例第17条では、景観形成基準を遵守するよう求めているが、町長が富士川町景観審議会の意見を聴いた上で、やむを得ないと認めるときは、景観形成基準に適合しないものを許容することができることとしている。

景観審議会委員におきましては、景観形成基準と比較検討し、審議をお願いしたい。

【参考資料】

- ・富士川町景観計画（P23）

景観形成方針

④恵まれた眺望を活かす

本町は眺望に優れ、楡形山からの白根三山の眺望、丸山林道からの富士山の眺望、日出る里と呼ばれる高下からのダイヤモンド富士といった代表的な眺望景観などのほか、甲府盆地・市街地・富士川方面のパノラマ景観を楽しむ良好な眺望場所（ビューポイント）が数多く分布しています。

こうした良好な眺望場所については、公募等により、富士川町百景などのビューポイントの選定を行ない、潜在的な眺望場所の掘り起しを行うとともに、眺望場所の魅力づくりやPRの充実を図ります。

また良好な眺望を損なうことのないよう、土地の改変や大規模な工作物、電線・電柱類、屋外広告物等の適切な誘導を行うとともに、眺望阻害樹木の

伐採や適切な維持・管理・ごみの不法投棄などの景観を阻害する要因を改善し、美しい眺望景観の保全に努めます。

・ 富士川町景観計画（P42）

対象景観形成地域：森林景観形成地域

景観形成基準：建築物（本件は、景観条例上の区分は製造プラントが最も近いが、形態が建築物に極めて近いため、建築物の基準を適用することとした。

【配置】

1. 周囲から極力目立たないような位置に配置し、山々の眺望を阻害しないよう務める。
2. 行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう配置に留意する。
3. 建築物等の壁面線は、敷地の許す範囲内で、道路の境界線から5m以上後退するものとする。
4. 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木又は河川、水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらを活かせる配置とする。

【規模】

1. 建築物等の高さは13m以下とし、かつ周辺の樹木の高さを超えないようにする。
2. 周辺の自然環境に対して著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮する。

【形態意匠】

1. 森林など周辺の自然景観と調和した形態・意匠を工夫する。
2. 神社、寺院、史跡等の文化財、地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠・色彩及び材料を工夫し、違和感を与えることのないよう配慮する。
3. 屋根の形状は、原則として勾配屋根とする。
4. 外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、できるだけ突出感や乱雑な印象を与えない意匠とする。
5. 階段屋根、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。

【色彩等】

1. 外壁及び屋根の色彩は、低彩度で、できるだけ目立たない色彩を基調とし、周辺の自然景観や田園景観に調和した色調とする。
2. 基調色となる部分（全体の約2/3）の彩度は、表の通りとする。ただし、石材、木材、などの自然素材、漆喰塗、煉瓦、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材色の色彩を除く。

色 相	彩 度
Y R（橙）系	4 以下
R（赤）、Y（黄）系	3 以下
上記以外	2 以下
無彩色	—

3. 使用する色数はできるだけ少なくなるように努める。

【材料】

1. 外壁、屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、地域特有の材料や天然の材料をできるだけ用いるように努める。
2. 鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないように努める。

【屋外照明】

1. 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度や光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないように配慮する。
2. 商業看板等の照明、ネオンサインなどは、過度な光量、けばけばしい色合いとならないよう配慮する。
3. 光源で動きのあるものは、原則として避ける。

【緑化】

1. 敷地内はできるだけ緑化に努めるものとし、特に、道路前面部の敷地（前庭）の緑化に配慮する。
2. 既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。
3. 使用する樹種は、周辺の樹林や緑地、街路樹などと調和し、地域の風土にあったものとするように努める。
4. 特に、規模の大きい建築物にあっては、周辺に与える威圧感、圧迫感な

どを和らげるよう、樹木の高さ及びその配慮などに配慮する。

【その他】

1. 屋外駐車場はできる限り出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をする。